

「旭区地域福祉計画」の策定にあたって

「地域福祉」とは、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、みんなが生活をともに楽しむ地域を、地域の住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていくこととされています。

「社会福祉法」においても、今後の社会福祉の基本理念として「地域福祉の推進」が掲げられ、地域住民や社会福祉事業者、社会福祉活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないと定められており、地域福祉を増進する積極的な活動が期待されているところです。

地域における福祉課題は、特定の人々だけに生じる特別な問題ではなくだれにも起こり得ることであり、地域全体の課題として受け止め「我が事」として地域ぐるみで考えていく必要があると思っております。

近年、少子高齢化や家族・世帯の多様化と相まって、地域社会におけるつながりの希薄化が進む中、地域の福祉課題は、ますます多様化、複雑化、深刻化の一途をたどっており、地域の実情に応じたきめ細かな福祉施策を推進していくことがこれまで以上に重要となります。

今回策定した「旭区地域福祉計画」は、これまでの「旭区地域福祉アクションプラン（あさひあったかまちづくり計画）」及び「旭区地域福祉ビジョン」に基づく取組の延長線上にあり、基本的な考え方を一にするもので、「旭区将来ビジョン 2022」がめざす「安心して住み続けられるあたたかいまち 旭区」に繋げるための重要な柱となるものです。

本計画の策定にあたっては、旭区内で福祉業務に携わっておられる組織・団体の皆様に「旭区地域福祉計画策定委員会」委員としてご参画いただくとともに、梅花女子大学の玉置好徳教授にはアドバイザーとして、本計画の策定に多大なご尽力をたまわりました。

ここに改めて心からの感謝を申し上げます。

旭区で、「ふだんのくらしのしあわせ」をご一緒につくりあげてまいりましょう。

大阪市旭区長 花田 公 絵

新しい旭区地域福祉計画策定の背景

大阪市では、本市全体の計画として2004（平成16）年3月に「第1期大阪市地域福祉計画（計画期間：2004（平成16）年～2008（平成20）年度）」を、2009（平成21）年3月には「第2期大阪市地域福祉計画（計画期間：2009（平成21）年～2011（平成23）年度）」を策定しており、旭区においてはこれらの計画を受けた行動計画として「旭区地域福祉アクションプラン（あさひあったかまちづくり計画）」を2006（平成18）年4月に策定し、具体的な取組をすすめてきました。

その後、2012（平成24）年12月には「大阪市地域福祉推進指針」が策定され、大阪市全体の地域福祉計画を策定するのではなく、各区は指針に沿って区の実情に応じた主体的に創意のある区地域福祉計画を策定することとなり、旭区では「旭区地域福祉アクションプラン」を発展させた5年の計画期間による「旭区地域福祉ビジョン」を2015（平成27）年4月に策定し、当区の実情に照らした地域福祉の課題解決に取り組みました。

一方、昨今の社会情勢を見ると、急速な少子高齢化や人口減少がすすむ中、地域や家庭等の生活領域における支え合いの基盤が弱体化しており、現存の社会保障制度だけでは地域における様々な課題に対応することが困難になっています。そこで、国では制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざす「地域共生社会」の実現に向けた取組をすすめることとしました。

また、長期にわたる景気低迷の影響は安定した雇用の揺らぎや所得の低下につながり、経済的な困窮状態に陥る人が増加しました。そこで、2013（平成25）年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、2015（平成27）年4月から生活困窮者自立支援制度が施行され、貧困等による経済的な課題への取組や、本人の状況に合わせた幅広い相談支援体制の充実に向けて取り組むこととなりました。

さらに、認知症、精神障がい、知的障がい等があることにより財産管理や日常生活等に支障が生じている人たちを社会全体で支えることが成年後見制度^{*}の重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことから、2016（平成28）年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、各市町村においても成年後見制度^{*}の

利用の促進に向けて地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務が定められたところです。

本市では、こうした地域をとりまく情勢の変化や福祉課題に的確に対応するため、各区の地域福祉の推進に向けて取り組むべき共通の課題を記し、かつ区を支援する基礎的な計画として、2018（平成 30）年 3 月に「大阪市地域福祉基本計画」を策定しました。

旭区においては、現行の「旭区地域福祉ビジョン」の計画期間が 2020（令和 2）年 3 月をもって終了すること、状況の変化に対応するべく「大阪市地域福祉基本計画」が策定されていることを受けて、今般新しい旭区の地域福祉計画を策定します。

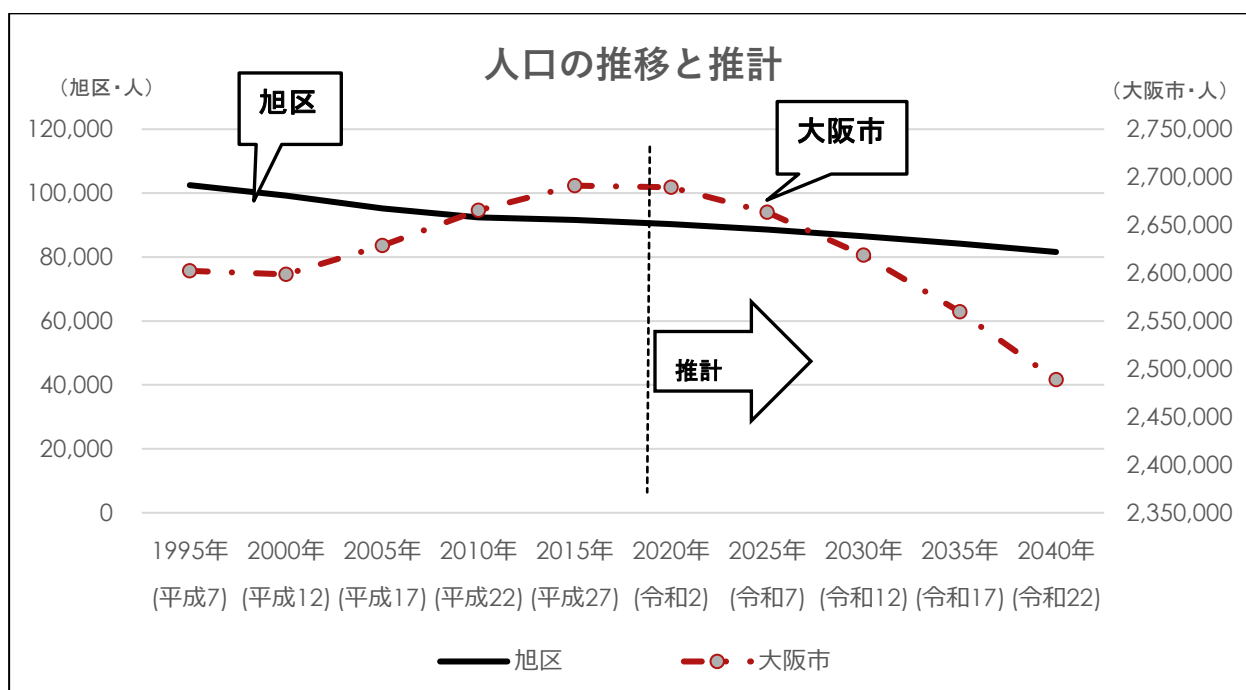
第1章 旭区を取り巻く状況

1 統計データ等から見る旭区の現状

(1) 人口の動向

国勢調査によると、大阪市の人口は2000（平成12）年まで緩やかに減少し260万人となりましたが、2000（平成12）年から2015（平成27）年にかけては微増し269万人となりました。

旭区は、1995（平成7）年から2015（平成27）年にかけて緩やかな減少傾向にあり、大阪市の大きく減少する見込みであるのに対して、旭区は今後も同じく緩やかな減少をたどる見込みとなっています。

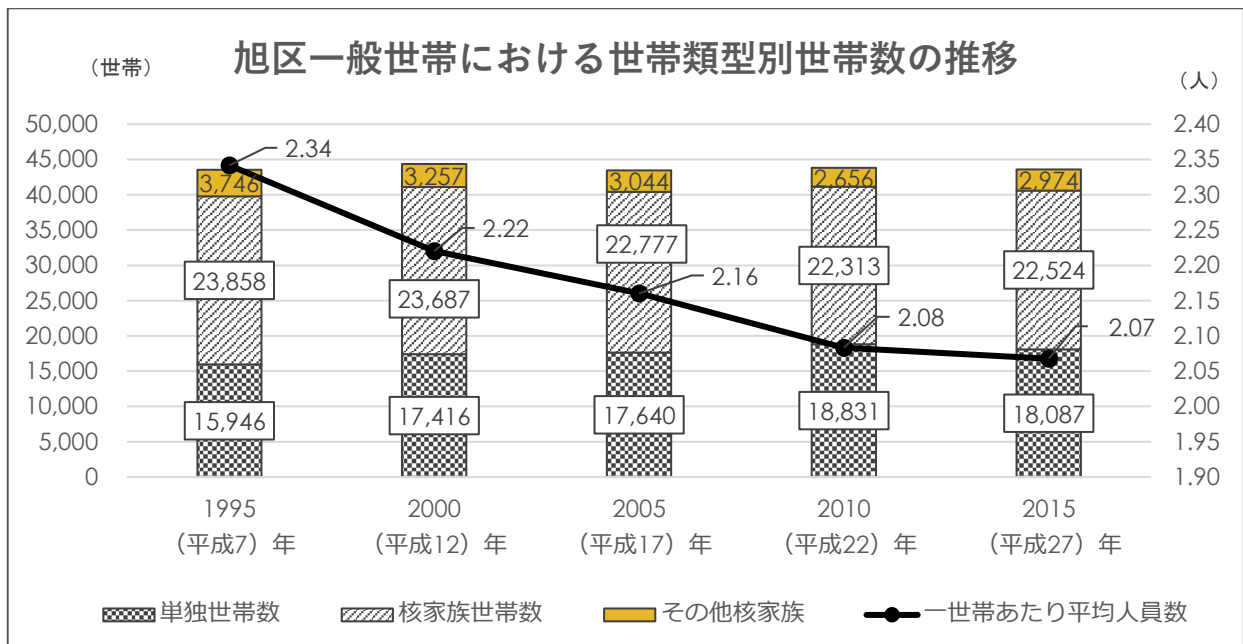


出典：国勢調査
推計値は、国立社会保障・人口問題研究所（国）

(2) 世帯等の動向

国勢調査によると、旭区の一般世帯数は1995（平成7）年から2015（平成27）年にかけてほぼ横ばい状態で、世帯類型別にみると単独世帯が増加、核家族世帯は横ばい状態となっています。

単独世帯の増加に伴い、1世帯あたりの平均人員は減少を続けており、1995（平成7）年の2.34人が2015（平成27）年には2.07人となっています。



※一般世帯とは、総世帯から「寮・寄宿舎の学生・生徒」「病院・療養所の入院者」「老人ホーム、児童保護施設などの入所者」「定まった居住を持たない者」などを除いた世帯です。
 ※単独世帯とは、世帯人員が1人の世帯をさします。「単独世帯」や「ひとり暮らし」ということもあります。
 ※核家族世帯とは、「夫婦とその未婚の子ども」「夫婦のみ」「父親または母親とその未婚の子ども」のいずれかからなる世帯をさします。

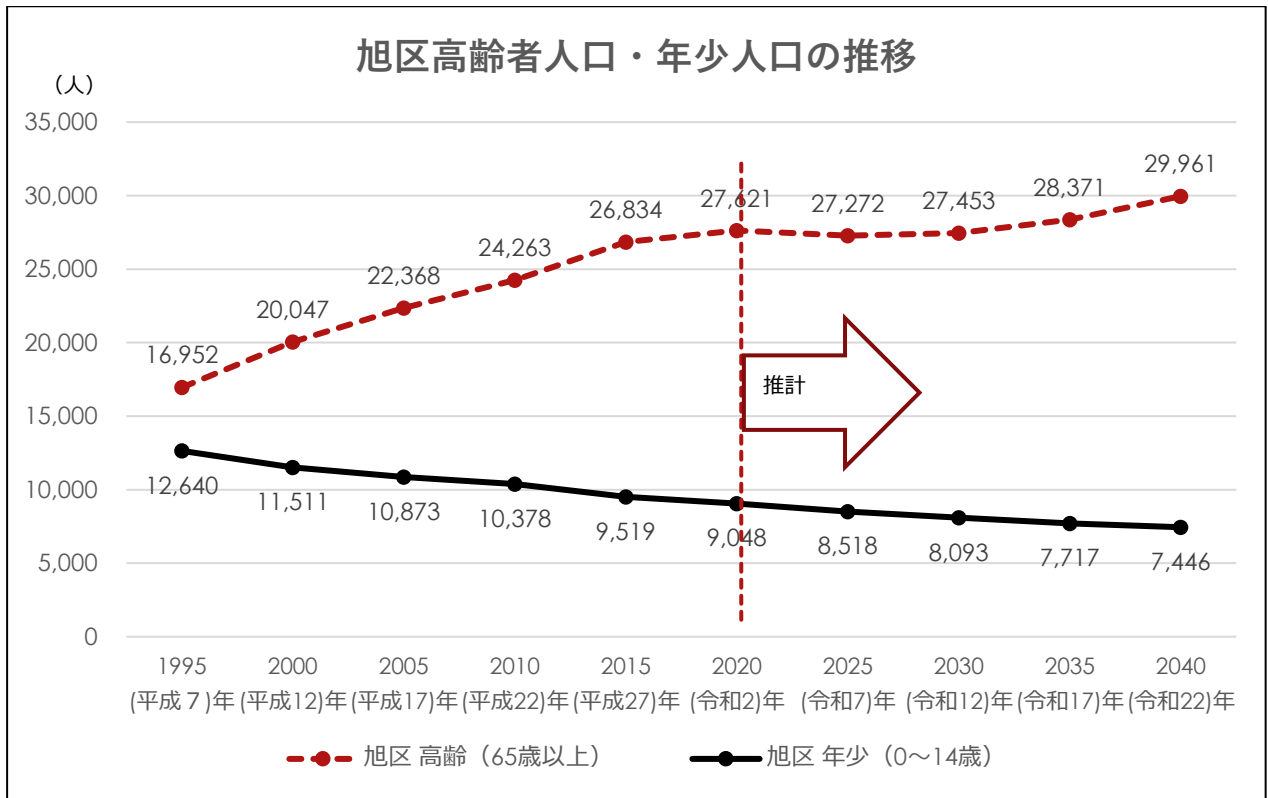
(3) 高齢者（65歳以上）及び年少人口（0～14歳）の状況

旭区の高齢者人口（65歳以上）は1995（平成7）年から2015（平成27）年まで増加、高齢化率^{*}も2015（平成27）年時点で29.4%となっており、大阪市平均の25.3%を上回り、大阪市内で4番目に高い数値となっています。推計では、今後も増加傾向にあり、2040（令和22）年の高齢化率^{*}の推計は36.7%と2015（平成27）年を基準にすると伸び率は大阪市平均の6.5%を上回る7.3%となる見込みで、大阪市内で6番目に高い数値となる見込みです。

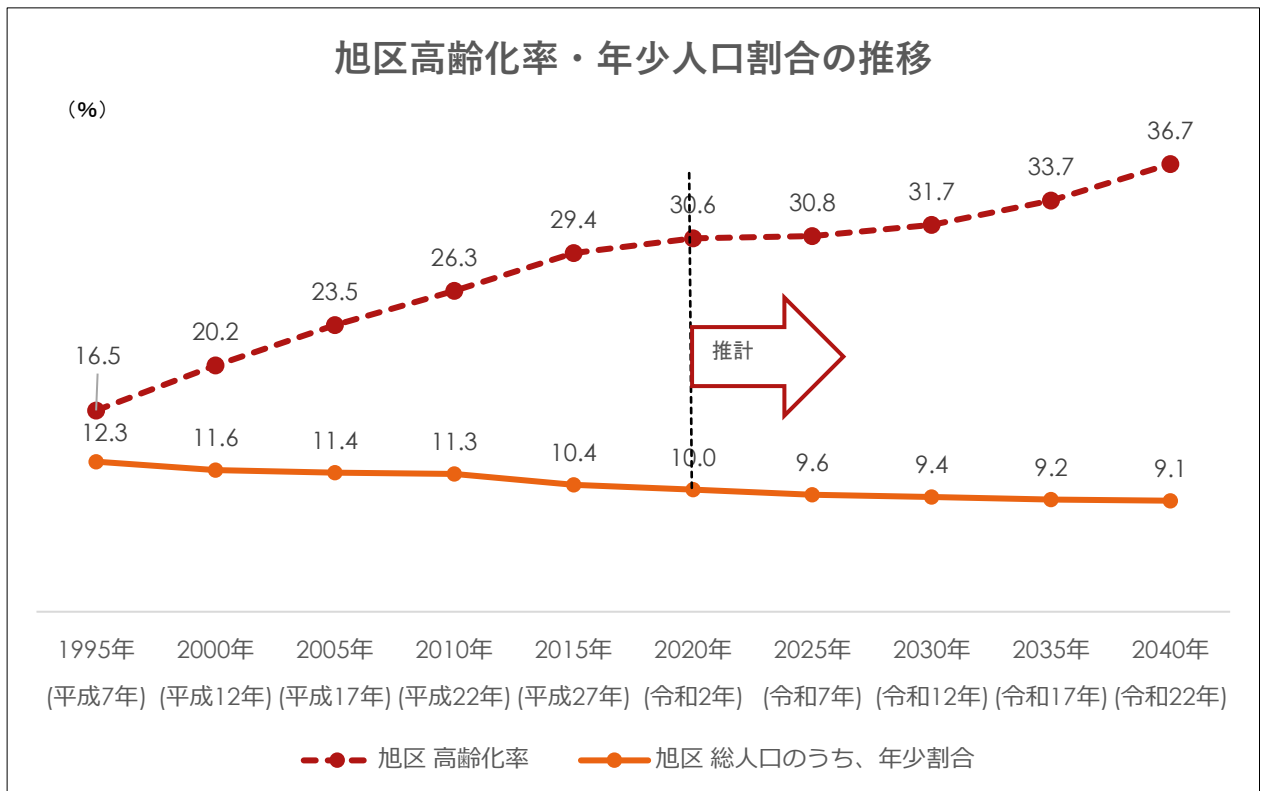
高齢者人口は増加していますが、年少人口（0～14歳）は減少しており、2015（平成27）年には10.4%となっています。推計によれば、今後も高齢者人口は増え続け、年少人口は減少する「少子高齢化」がすすむ見込みとなっています。

	2015(平成27)年 高齢化率	2040(令和22)年 高齢化率推計	2015(平成27)年 -2040(令和22)年 伸び率
大阪市	25.3%	31.8%	6.5%
旭区	29.4%	36.7%	7.3%

出典：国勢調査
 推計値は、国立社会保障・人口問題研究所（国）



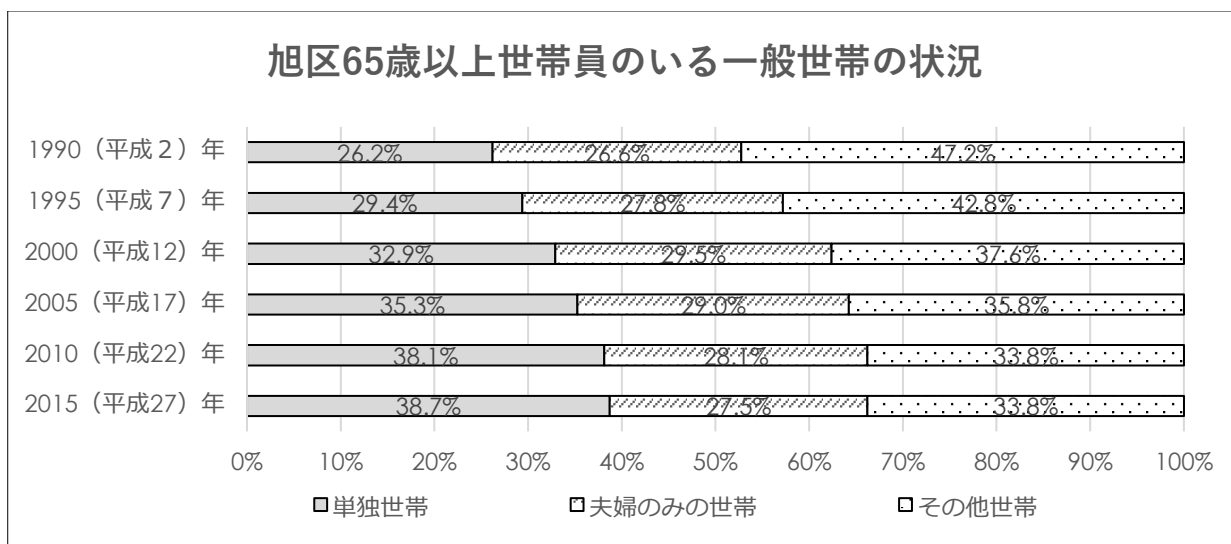
出典：国勢調査
推計値は、国立社会保障・人口問題研究所（国）



出典：国勢調査
推計値は、国立社会保障・人口問題研究所

(4) 高齢者のいる世帯の状況

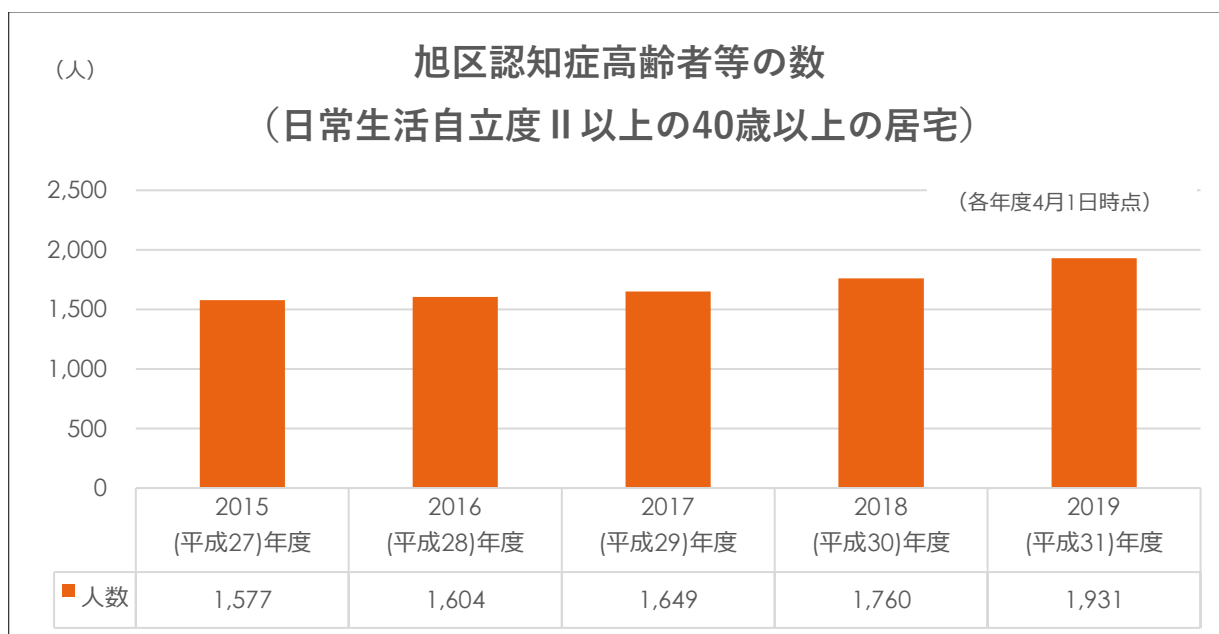
旭区の65歳以上世帯員のいる一般世帯の状況をみると、単独世帯の割合が増加していますが、2015（平成27）年の単独世帯数は、大阪市平均の42.4%を下回る38.7%となっています。



出典：国勢調査

(5) 認知症高齢者等の状況

旭区の認知症高齢者等の推移を見ると年々増加傾向にあり、2019（平成31）年度は2015（平成27）年度に比べ1.22倍に増加しています。

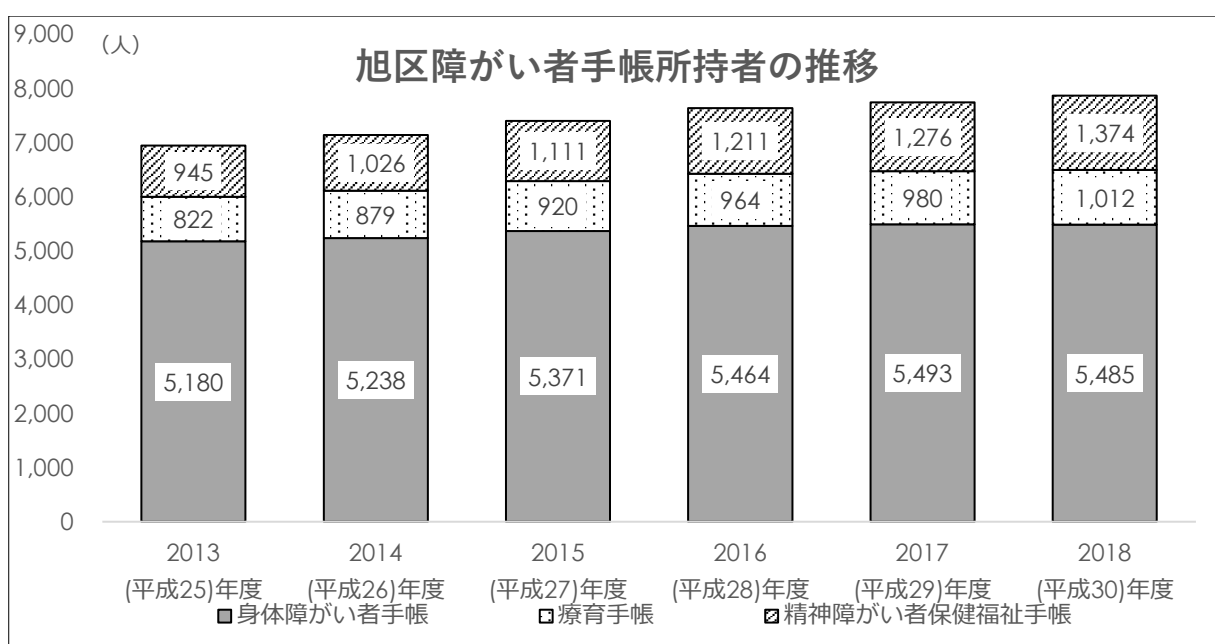


出典：大阪市福祉局

※「認知症高齢者等」とは、「何らかの介護・支援を必要とする認知症がある高齢者」とされる「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人としています。
この推計は医学的に認知症と診断されたものではなく、要介護認定における認定調査結果を基に推計したもので、要介護認定を受けていない人は含まれていません。

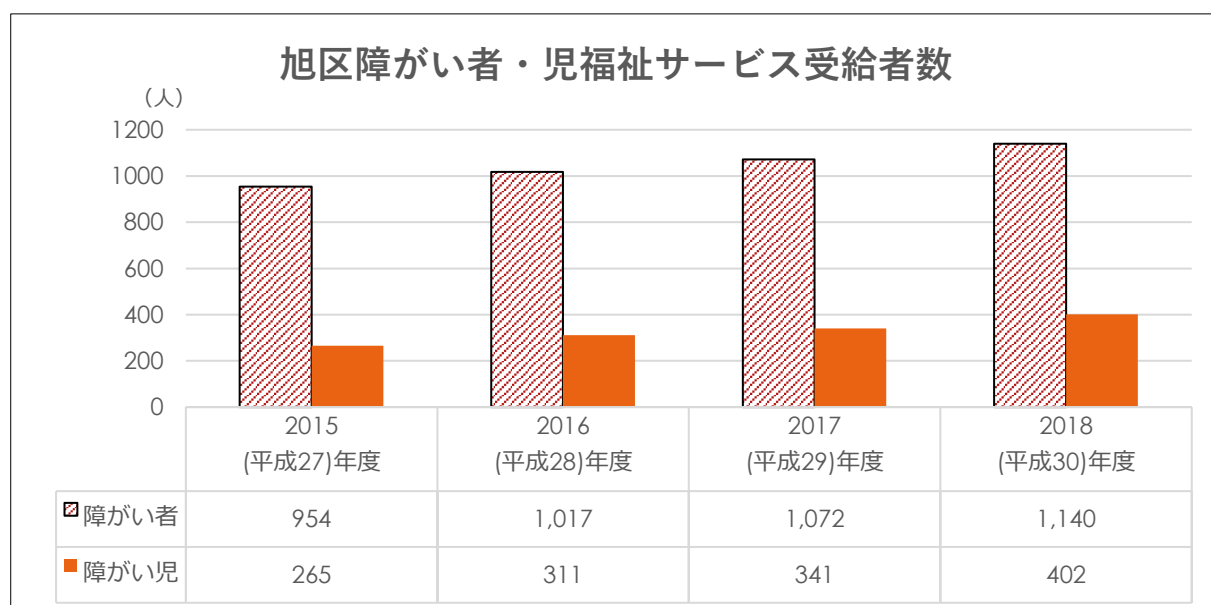
(6) 障がい者手帳所持者数、障がい者・児福祉サービス受給者数の推移

旭区の障がい者手帳所持者数は、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれも年々増加しており、2018（平成30）年度には、身体障がい者手帳所持者が5,485人、療育手帳所持者が1,012人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が1,374人となっています。2013（平成25）年度に比べ、身体障がい者手帳所持者数が1.05倍、療育手帳所持者数が1.23倍に対し、精神障がい者保健福祉手帳が1.45倍と大幅に増加しています。また、障がい者・児福祉サービス受給者数についても、2015（平成27）年度に比べ2018（平成30）年度には障がい者では1.19倍、障がい児は1.52倍と増加しています。



出典：旭区役所 保健福祉課

※各年度3月末時点



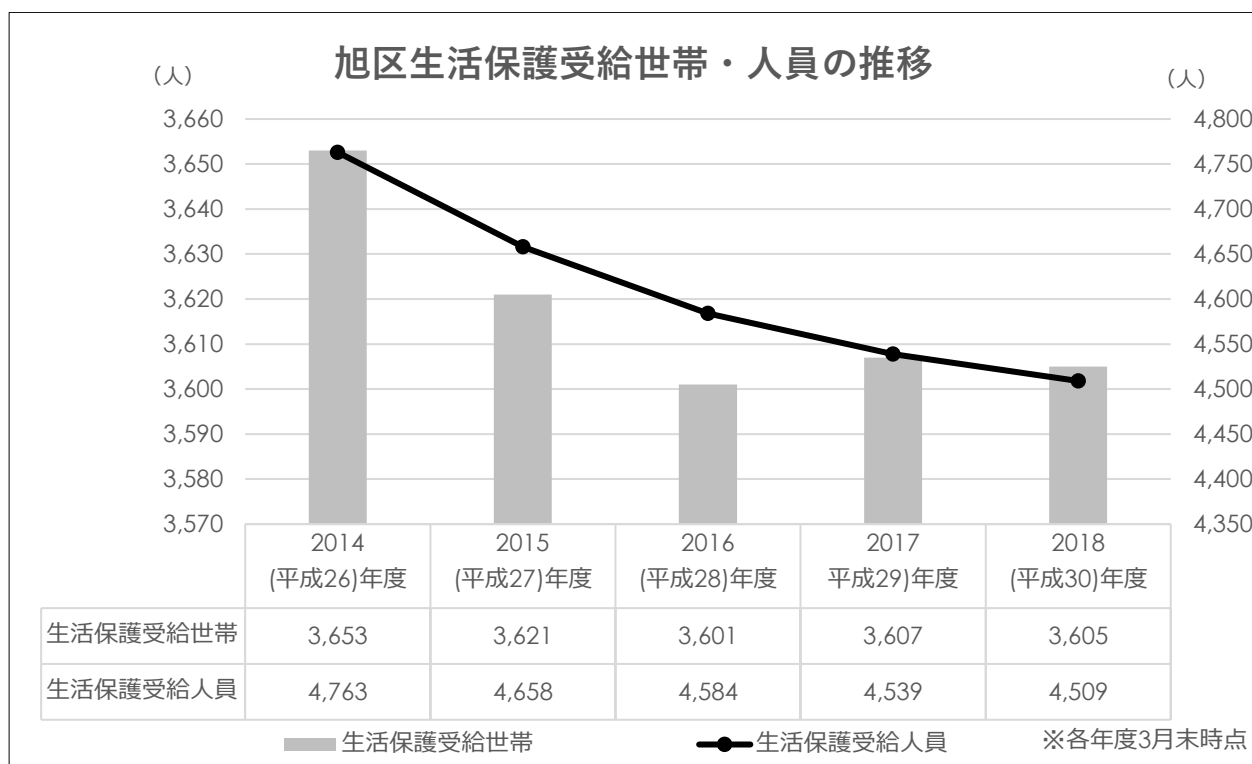
出典：大阪市福祉局

※各年度3月末時点

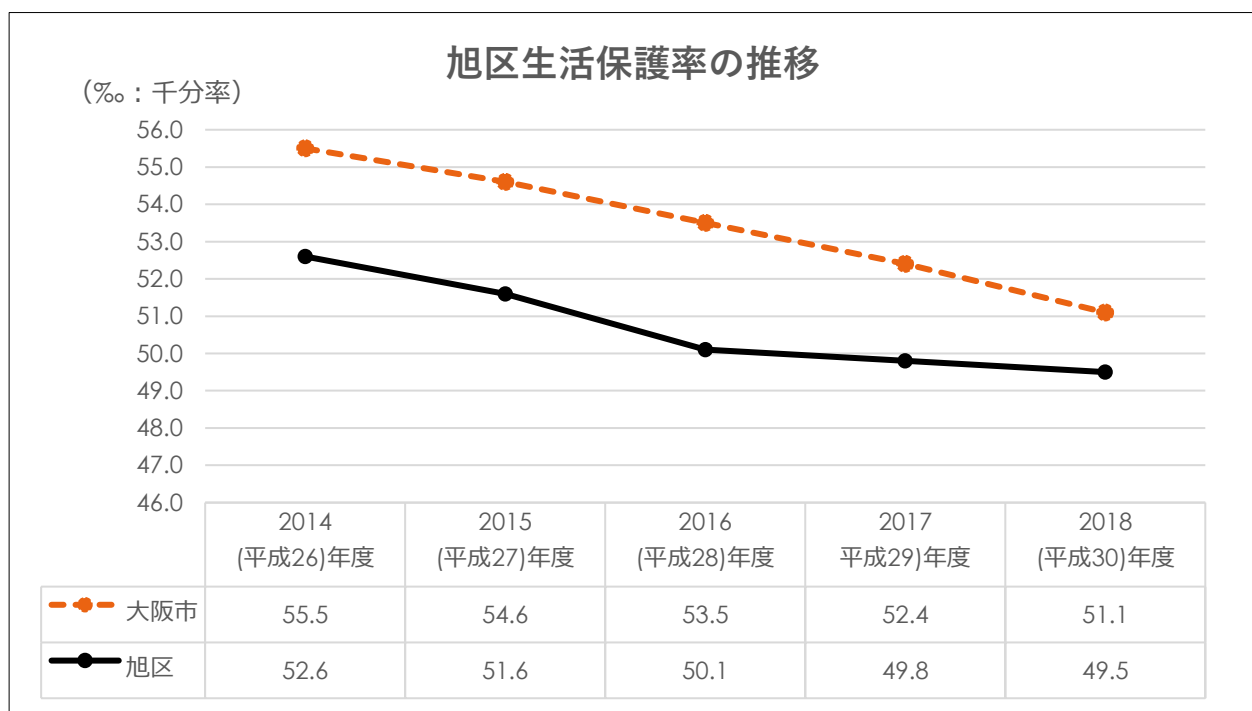
(7) 生活保護受給の状況

旭区的生活保護受給人員の推移をみると、2014（平成26）年度から2018（平成30）年度までは減少傾向ですが、2018（平成30）年度は世帯数について前年と比べて横ばい状態となっています。

生活保護率[※]は、大阪市平均と比べて若干下回っています。



出典：大阪市福祉局 福祉事業統計集



出典：大阪市福祉局 福祉事業統計集

2 旭区における社会問題の状況

(1) 生活困窮者自立支援事業の実施状況

旭区では、生活困窮者自立相談支援事業として「暮らし相談窓口」を設置していますが、2018（平成30）年度の実施状況をみると、旭区の相談者は501件で、大阪府で4番目に高い件数になっています。相談内容は収入・生活費に関する経済的困窮が最も多く、以下病気や健康、障がいのこと、就職活動のこと、住まいのことと続いています。

相談者の年齢は20代～64歳までの稼働年齢層の割合が、大阪府では66%に対して旭区では58%となっている一方、65歳以上が大阪府では27%に対して旭区では38%と4割近くを占めており、最も多い年齢層となっています。

新規相談総件数（本人未特定の相談を含む）

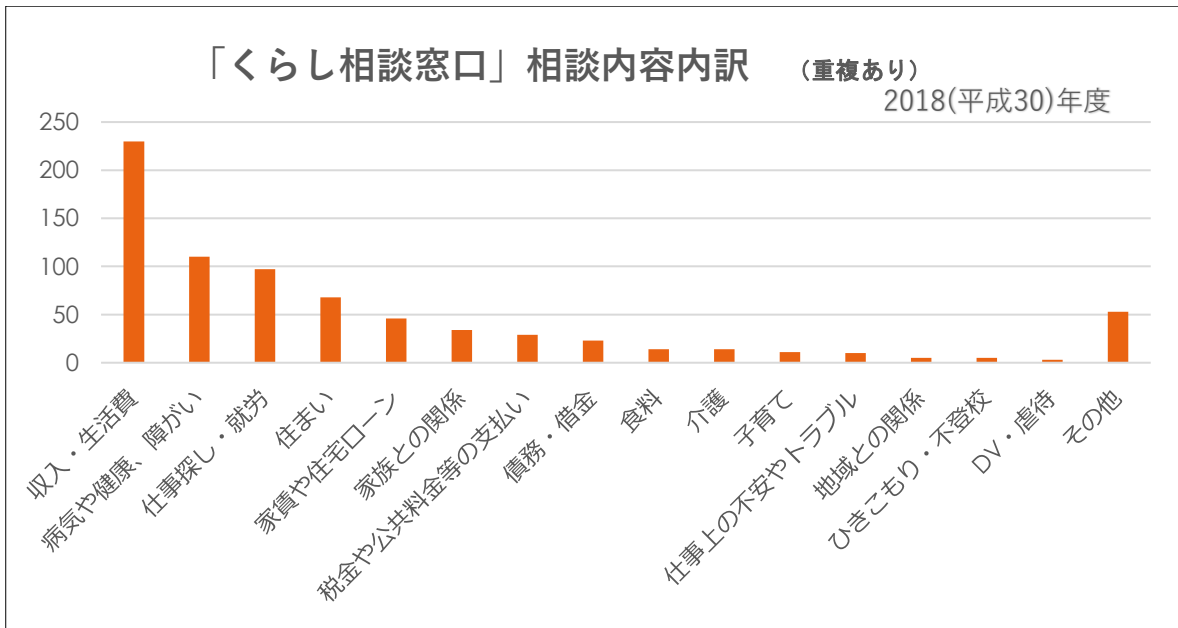
(件)

【参考】各区人口（単位：千人）

	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度
大阪府	7,285	8,419	8,001	8,385
旭区	239	436	484	501
24区中	15番目	5番目	2番目	4番目

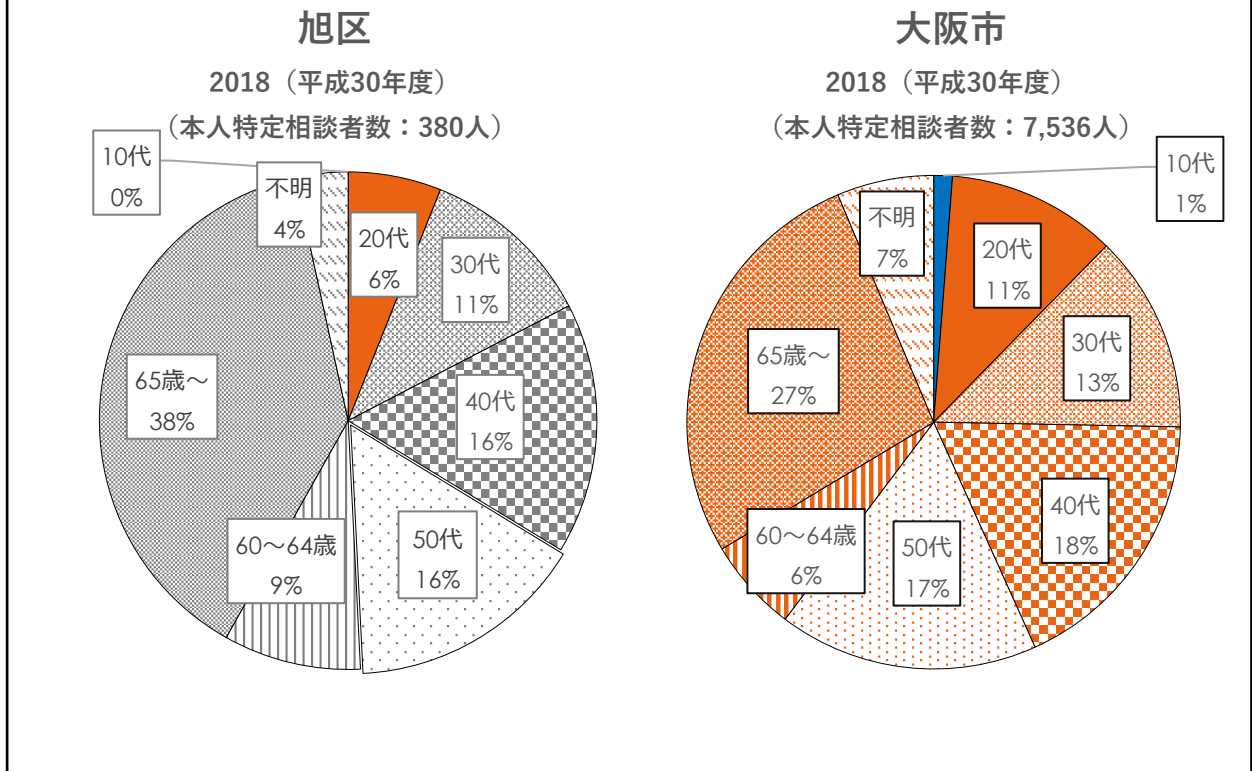
大阪府	2,740
平野区	193
淀川区	182
東淀川区	177
東住吉区	127
西成区	109
旭区	91

令和元年10月1日現在



出典：暮らし相談窓口

「くらし相談窓口」相談者の年齢

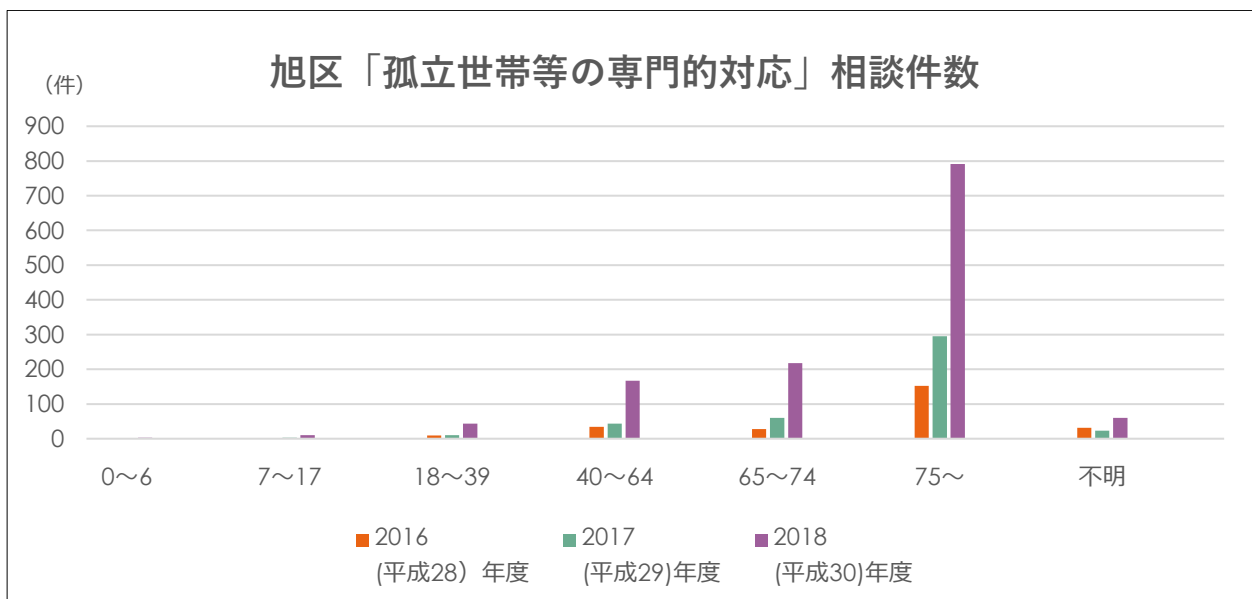


出典：くらし相談窓口

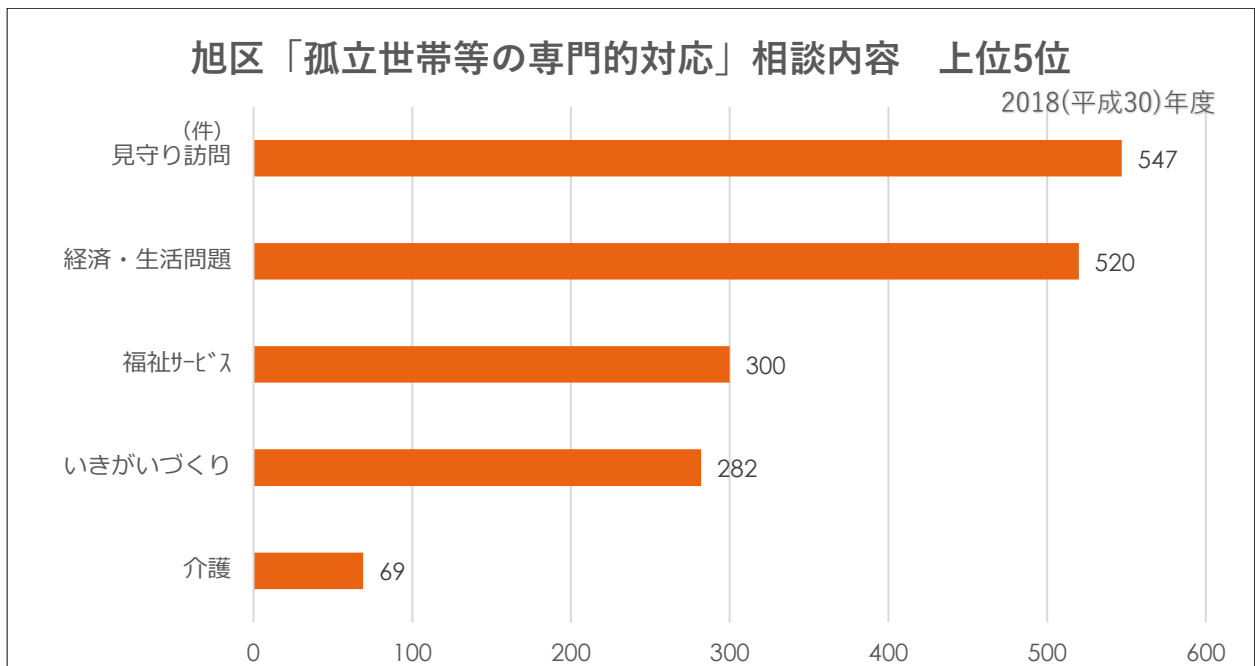
(2) 地域における要援護者*の見守りネットワーク強化事業の相談状況

大阪市では2015(平成27)年4月から「地域における要援護者*の見守りネットワーク強化事業」を実施しています。

相談件数は年々増加しており、特に75歳以上の相談者は急増しています。また、相談内容は見守り訪問に次いで経済・生活問題、福祉サービスと続いています。



出典：旭区見守り相談室

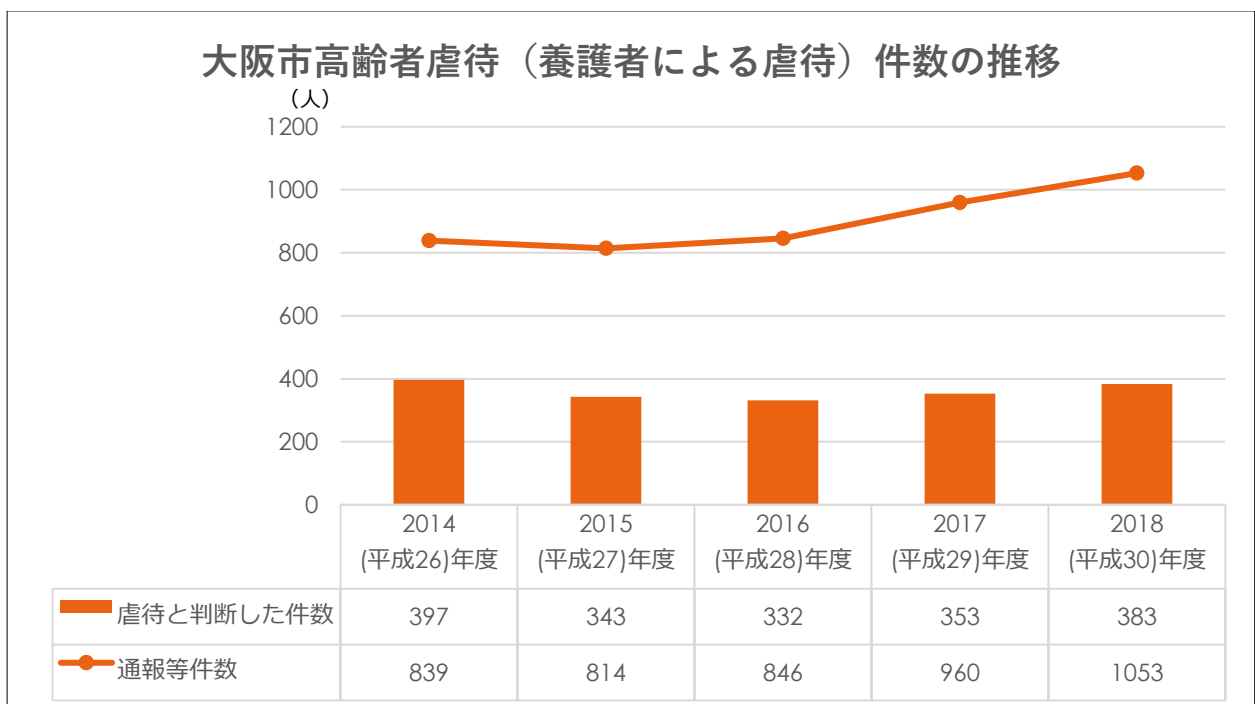


出典：旭区見守り相談室

(3) 虐待の状況

ア. 高齢者虐待

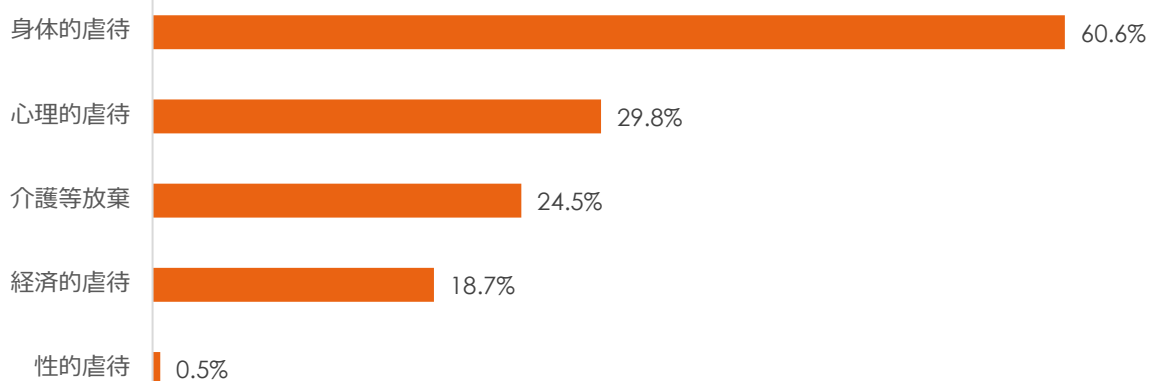
大阪市における高齢者虐待（養護者^{*}による虐待）について、2016（平成28）年度から増加傾向にあり、虐待の種別は身体的虐待が最も高く、虐待者は被虐待者の子が半数以上を占めています。虐待の通報者は警察が最も多く、次いで介護支援専門員・介護保険事業所職員となっています。



出典：大阪市福祉局

大阪市高齢者虐待類型（重複あり）

2018（平成30）年度

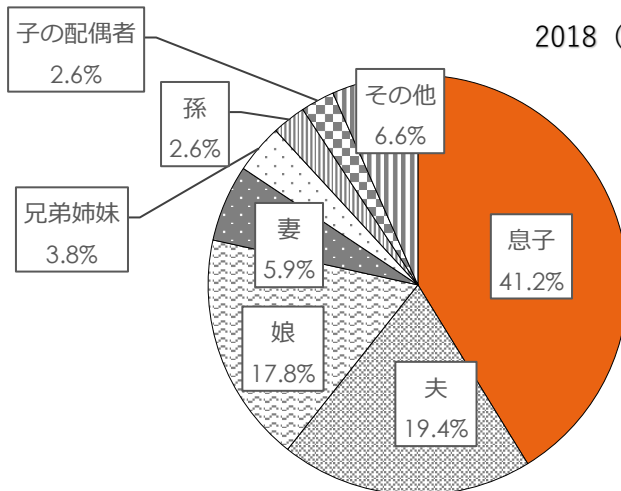


※虐待と判断した実数「396人」に対する割合

出典：大阪市福祉局

被虐待者から見た虐待者の続柄

2018（平成30）年度



※虐待者延べ人数の内訳

出典：大阪市福祉局

通報者（届出を含む）の状況（重複あり）

2018（平成30）年度

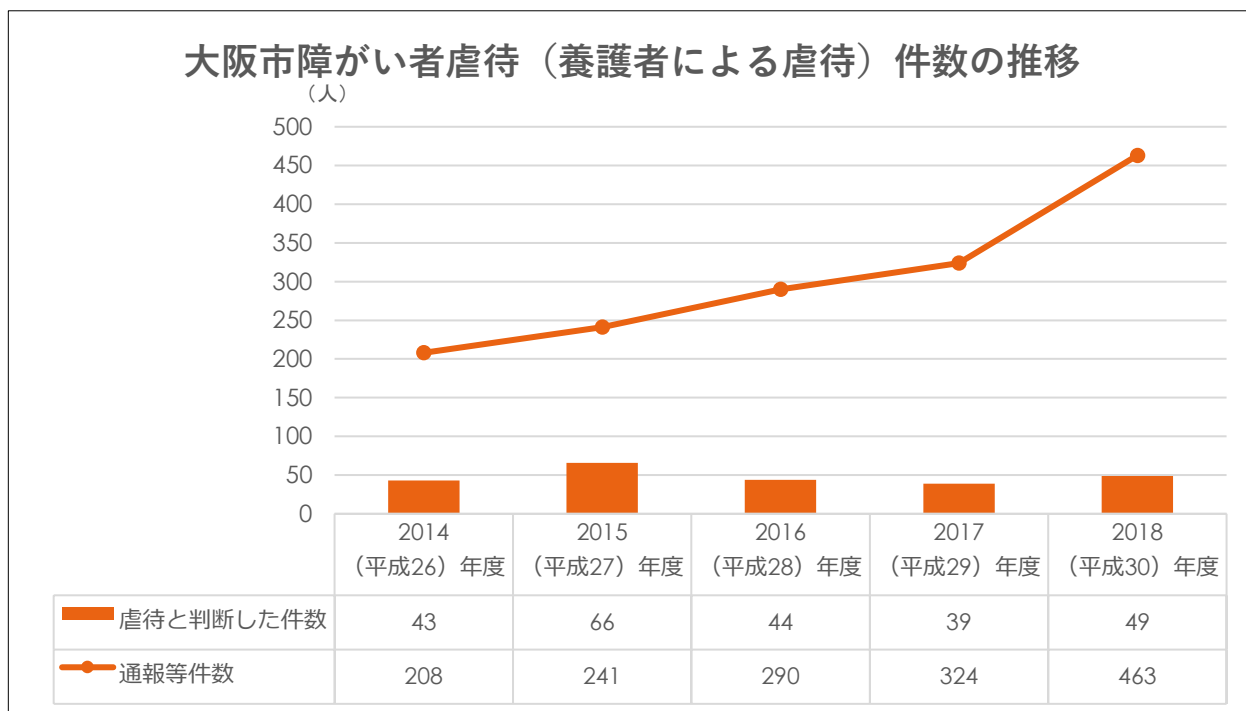
	警察	介護支援専門員 ・介護保険事業者	医療関係者	家族・親族	被虐待者本人	近隣住民・知人
人数(人)	491	316	68	58	39	39
割合	45.2%	29.1%	6.3%	5.3%	3.6%	3.6%

	保健福祉 センター職員	民生委員	虐待者自身	その他	不明（匿名含む）
人数(人)	27	6	5	37	1
割合	2.5%	0.6%	0.5%	3.4%	0.1%

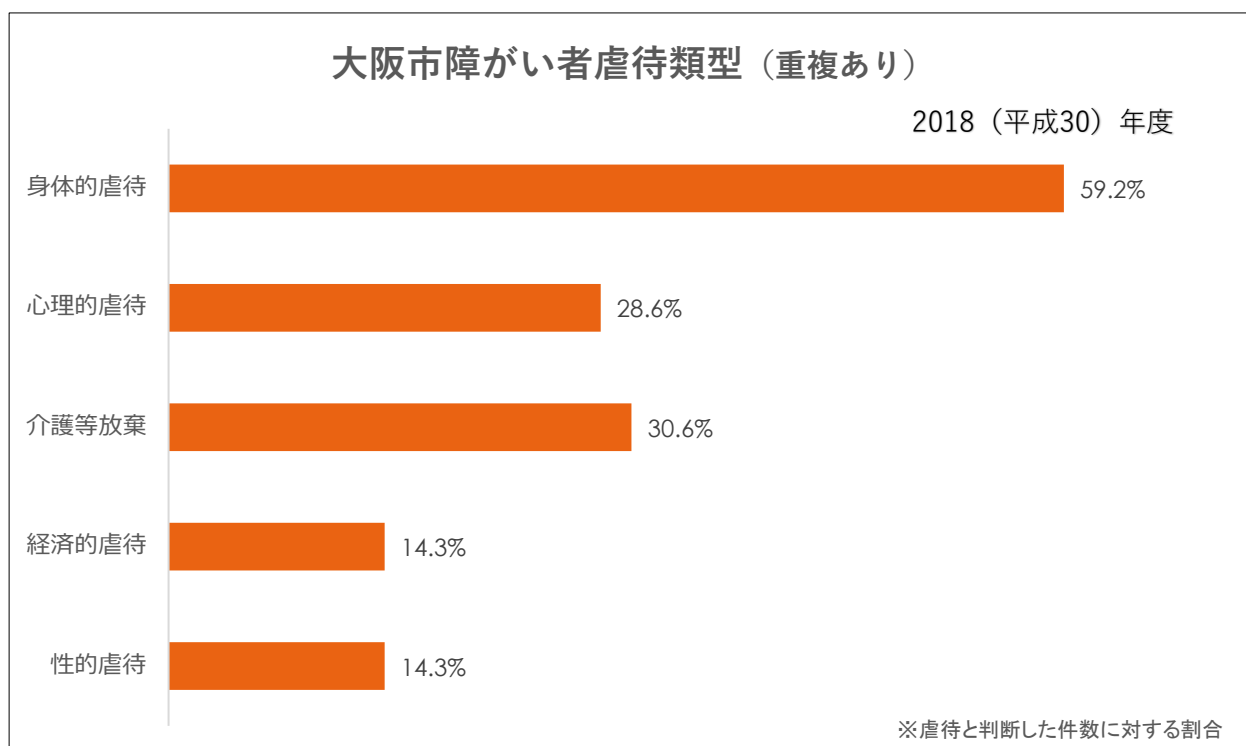
出典：大阪市福祉局

イ. 障がい者虐待

大阪市における障がい者虐待（養護者*による虐待）について、通報件数は年々増加傾向にあります。虐待と判断した件数については年度によってばらつきがあります。虐待の種別については身体的虐待が最も高く 59.2%、虐待者は被虐待者の父、母、夫がそれぞれ 26.5%、虐待通報者は警察が 77.7%を占めています。



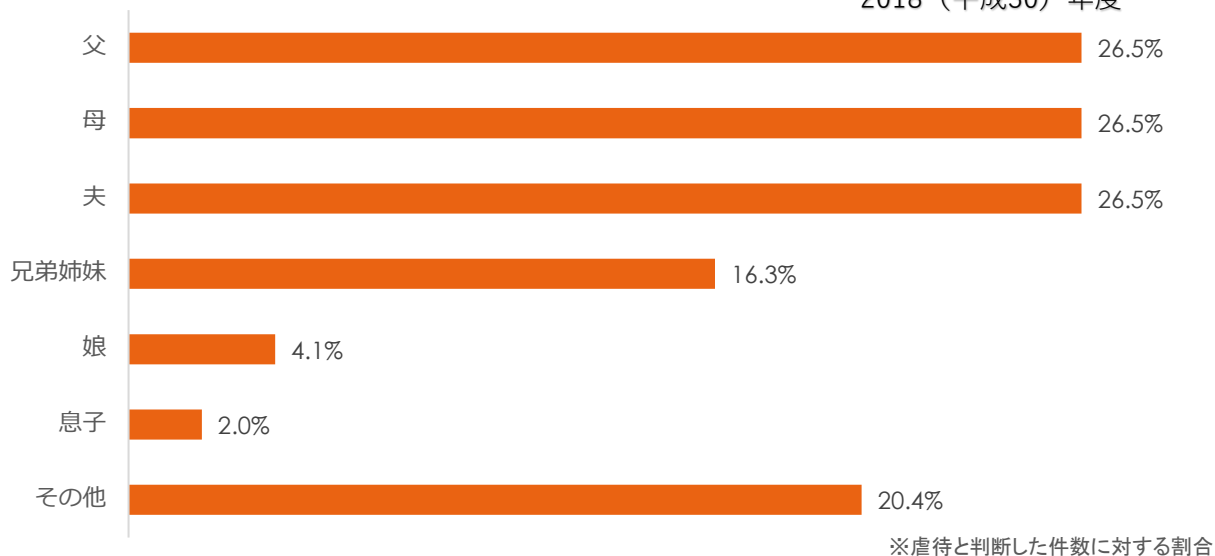
出典：大阪市福祉局



出典：大阪市福祉局

被虐待者から見た虐待者の続柄（重複あり）

2018（平成30）年度



出典：大阪市福祉局

通報者（届出を含む）の状況（重複あり）

2018（平成30）年度

	警察	本人	施設・ 事業所職員	相談支援専門員	当該市区町村 行政職員	事業等従事 者等※
件数(件)	386	39	17	16	14	8
割合	77.7%	7.8%	3.4%	3.2%	2.8%	1.6%

	医療関係者	近隣住民・知人	虐待者自身	家族・親族	教職員	その他
件数(件)	5	5	2	1	1	3
割合	1.0%	1.0%	0.4%	0.2%	0.2%	0.6%

出典：大阪市福祉局

※介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等

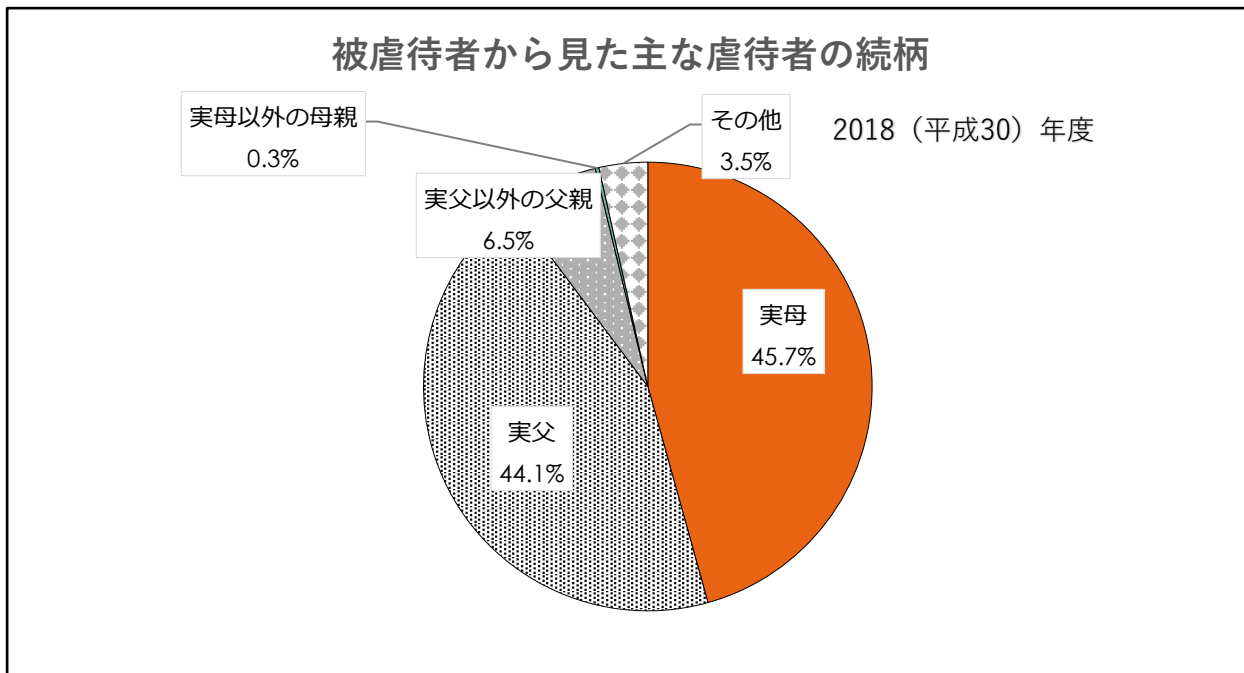
ウ. 児童虐待

大阪市こども相談センター（児童相談所）における児童虐待相談件数等の推移を見ると、2018（平成30）年度には、2016（平成28）年度より増加しています。

虐待者は実母・実父で約9割（89.8%）を占めています。また、虐待相談の相談の経路では警察等の割合が最も高く68.4%となっています。



出典：大阪市こども青少年局



出典：大阪市こども青少年局

虐待相談の経路

2018（平成30）年度

	警察等	家族親族	学校等	近隣知人	保健福祉センター 職員
件数(人)	4,322	383	676	293	124
割合(%)	68.4	6.1	10.7	4.6	2

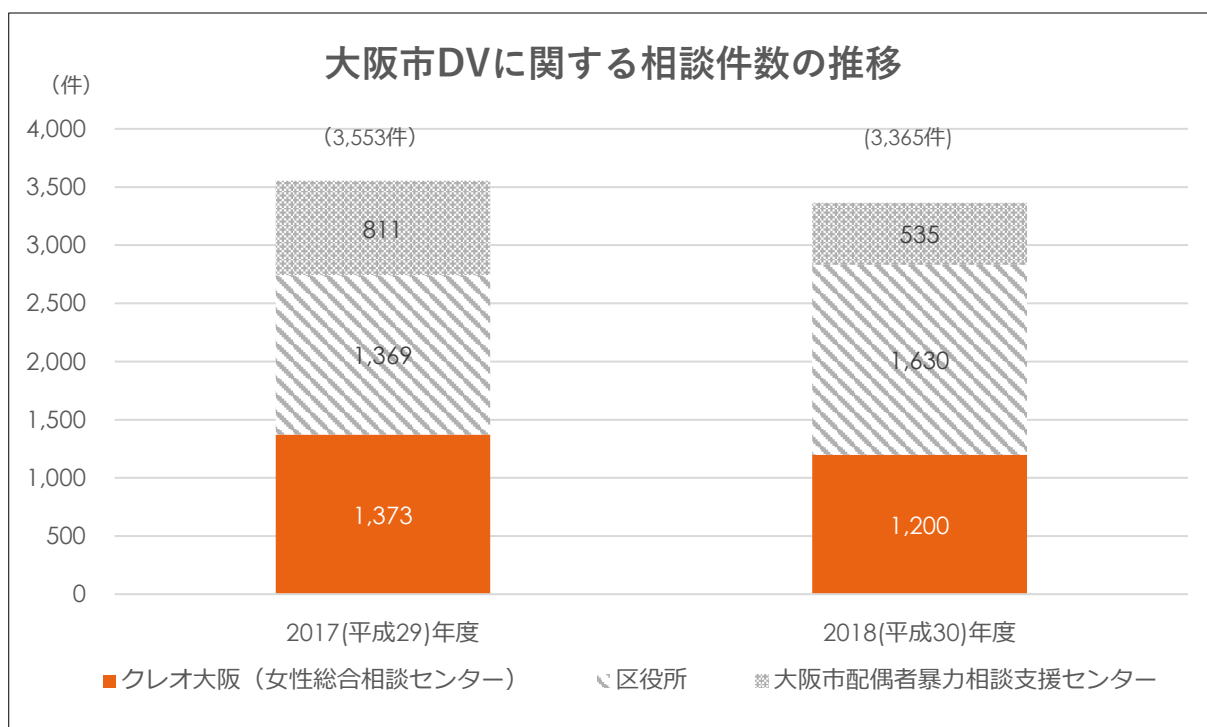
	児童福祉施設等	医療関係機関等	児童本人	その他
件数(人)	92	71	41	314
割合(%)	1.5	1.1	0.6	5.0

出典：大阪市子ども青少年局

(4) その他

ア. ドメスティックバイオレンス（DV）※

大阪市におけるドメスティックバイオレンス（DV）※に関する相談件数は、2017（平成29）年度と比べ、若干減少しています。

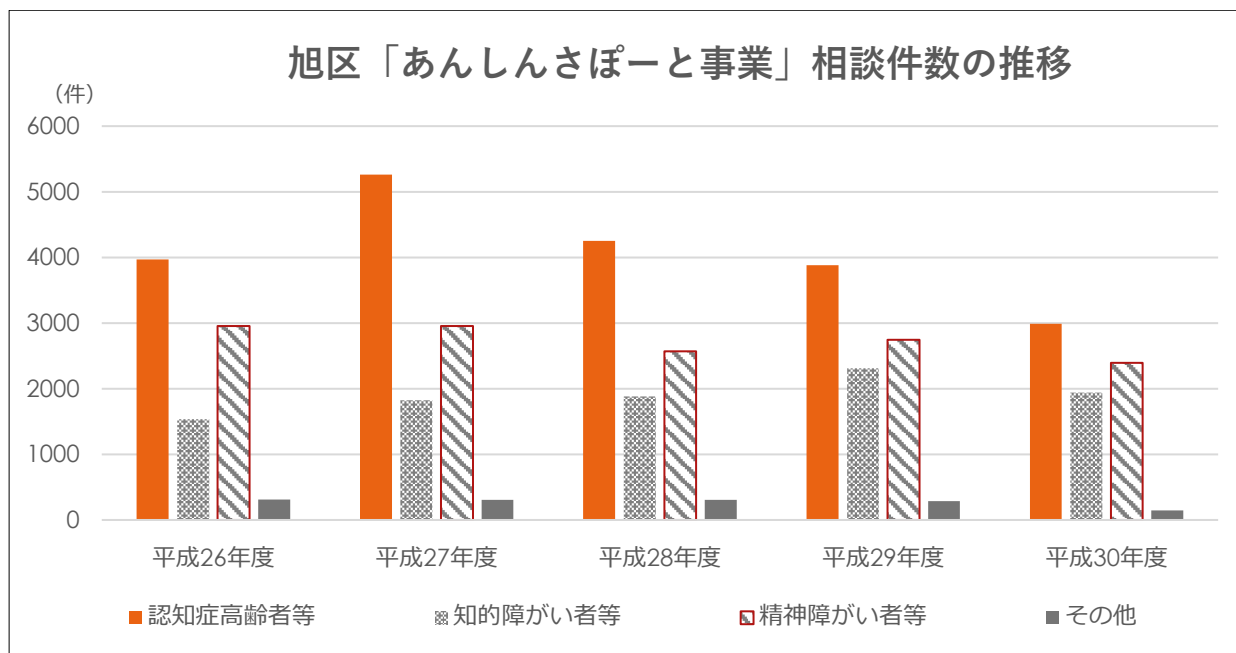


出典：大阪市民政局

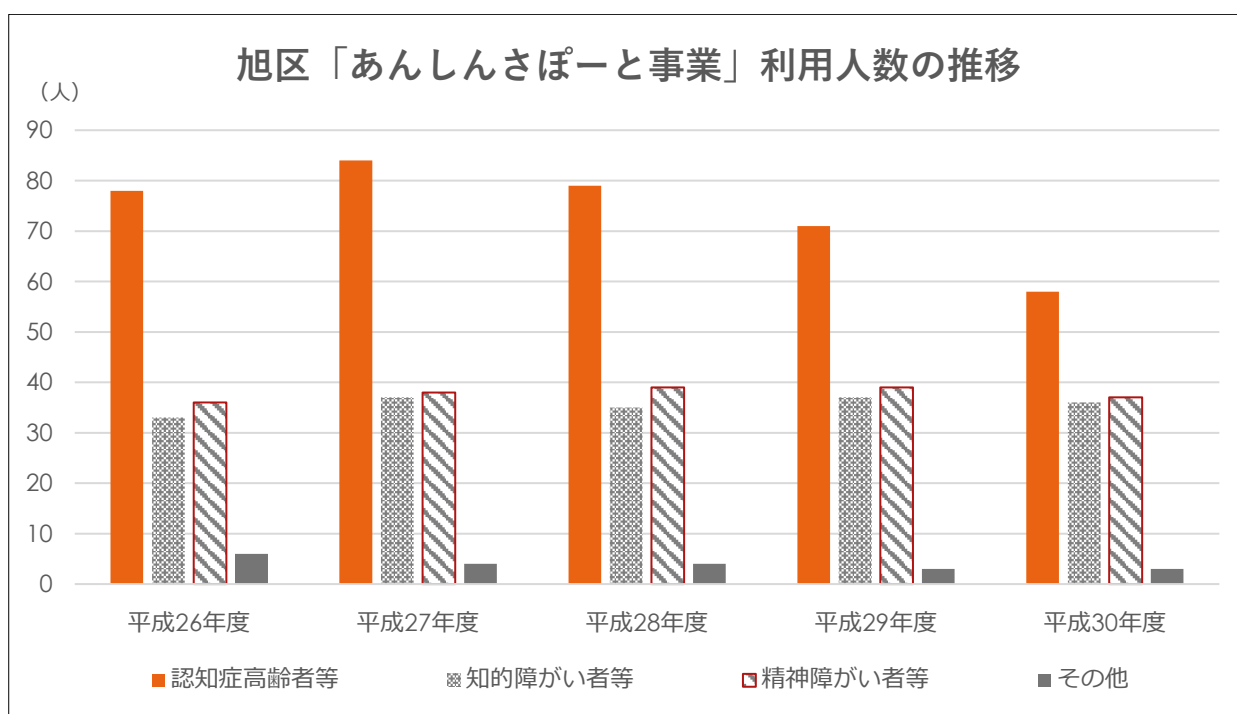
イ. あんしんさぽーと事業の相談・利用状況

あんしんさぽーと事業は、金銭管理が困難な方に対して、本人との契約に基づいて日常的な金銭管理や通帳等の預かりサービス、福祉サービスなどの利用援助などを行っています。年々相談件数及び利用者数が減少傾向にあります。成年後見制度*が必要な方の問合せが増えていることなども影響していると考えられます。

また、相談及び利用している層は認知症高齢者等が多数となっていますが、年々知的障がい者等及び精神障がい者等の利用数との差が縮小しています。



出典：旭区社会福祉協議会



出典：旭区社会福祉協議会